

報告第 3 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町杉谷 R4.9.15）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月7日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町杉谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和4年9月15日、健康長寿福祉部職員が福祉事務所敷地内において、公用車を運転中、福祉事務所来所者の運転する自家用車と接触し、相手方車両の左側フロントバンパーを損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 303,635円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人